

第5回 上下水道料金制度審議会

令和7年9月30日
勝山市 上下水道課

I. 下水道使用料改定の基本方針について

- (1) 使用料改定の算定方法
- (2) 使用料体系の考え方

2. 純損失の解消について

3. 水道事業における加入金、負担金について

- (1) 現行の体系
- (2) 今後の方針
- (3) 加入金の改定

I. 下水道使用料改定の基本方針について

(1) 使用料改定の算定方法

(2) 使用料体系の考え方

(1) 使用料改定の算定方法

日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」で採用されている**使用料対象経費(原価)**の算定方法を用いる。

使用料対象経費

=

維持管理費

+

資本費

-

控除額

人件費、薬品費、
動力費、修繕費、
減価償却費など

支払利息、資産維
持費など

受託工事収益、一
般会計繰入金、受
取利息など

※控除額
公費負担とすべき経費

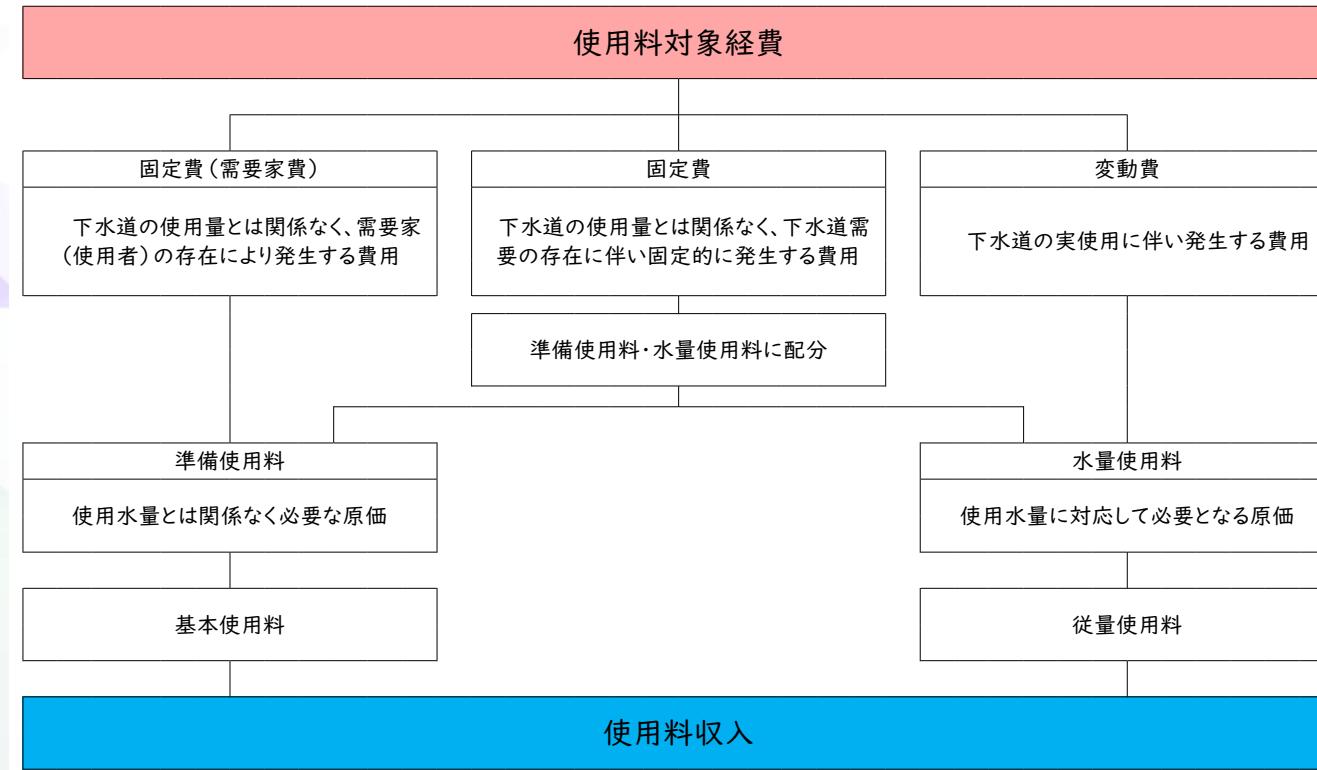
使用料収入

=

I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

使用料対象経費 = 需要家費+固定費+変動費 = 基本使用料+従量使用料



I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

下水道使用料算定の基本的考え方に基づき算定した使用料対象経費

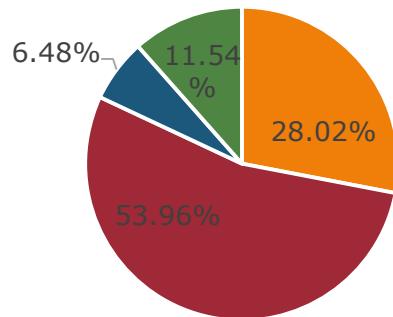
(千円)

		R9	R10	R11	R12	R13
維持管理費	③汚水管渠費	固定費	45,125	40,205	35,685	56,006
		変動費	2,494	2,569	2,646	2,725
	④処理場費	固定費	149,671	147,926	170,003	166,234
		変動費	83,593	83,918	84,254	84,600
	⑤総係費	固定費	32,137	32,270	30,112	30,578
		変動費	245	252	259	267
	小計	固定費	226,933	220,401	235,800	252,818
		変動費	86,332	86,739	87,159	87,592
	減価償却費		620,665	599,027	601,306	607,450
	資産減耗費		9,480	9,480	9,480	9,480
合計			943,410	915,647	933,745	957,340
資本費	支払利息		73,622	73,510	72,969	74,813
	資産維持費		155,065	142,435	132,091	121,387
	合計		228,687	215,945	205,060	196,200
合計			1,172,097	1,131,592	1,138,805	1,153,540
控除項目			418,781	413,589	415,254	406,198
使用料対象経費			753,316	718,003	723,551	747,342
下水道使用料 収入			339,296	335,585	332,069	328,112
使用料改定率			222%	214%	218%	228%
			221%			

下水道使用料算定の基本的考え方に基づき使用料対象経費を見込むと、現行の使用料体系による下水道使用料の2.21倍の収入が必要となる

「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき現行の使用料体系で使用料対象経費を見込むと、算定期間の5年間（令和9年度～令和13年度）で2.21倍の下水道使用料が必要となる。

通常改定率が大きくなる場合は、建設事業計画等の見直しや段階的な改定を検討することになるが、経営戦略において必要最小限の事業計画で財政計画を立てていることや、使用料対象経費の半分以上の約65%を減価償却費と資産維持費が占めていることから、事業計画の見直しを行っても改善はされない状況となっている。



使用料改定の目的

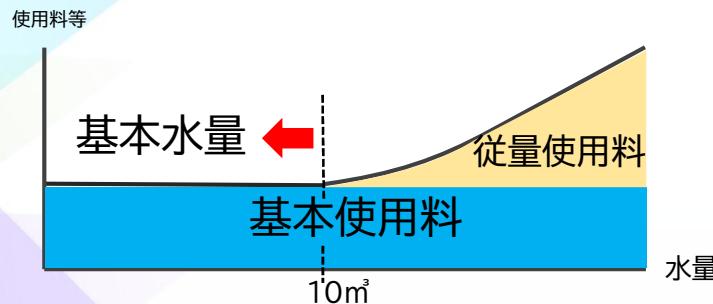
= **使用料算定期間内（5年間）
の「純損失の解消」**

- 維持管理費 ■ 減価償却費等 ■ 支払利息 ■ 資産維持費

I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

(2) 下水道使用料体系の考え方



使用区分	基本使用料(円)		従量使用料(円/m ³)			メーター貸付料			
	税抜	税込	m ³	税抜	税込	直読式	遠隔式		
一般汚水	1,230	1,353	11m ³ ~30m ³	130	143	13mm	55	13mm	220
			31m ³ ~50m ³	150	165	20mm	104.5	20mm	275
			51m ³ ~100m ³	170	187	25mm	121	25mm	286
			100m ³ ~	195	214.5	40mm	275	40mm	396
公衆浴場汚水	1,230	1,353	11m ³ ~	63	69.3	50mm	528	50mm	1,705
						75mm	1,232	75mm	1,980
						100mm	1,650	100mm	2,420
						125mm	2,112	125mm	4,015

基本使用料

使用水量の有無に関わらず用途に応じて、下水道使用者に負担してもらう使用料、使用に関わらずかかる**固定費**としての位置づけ。

基本水量

基本使用料を支払うことにより、従量使用料を支払うことなく使用することのできる水量

従量使用料

使用水量に応じて下水道使用者に負担してもらう使用料、使用量に応じて単価が上がる**透増料金制**

メーター貸付料

口径別で井戸メーターの貸付に発生する使用料(水道には無し)

使用料改定の目的=算定期間内(5年間)の「純損失の解消」

純損失の解消に向けた使用料の算出方法の考え方

①基本使用料

使用料対象経費より基本使用料の改定率を算定し、使用料改定後5年間の基本使用料収入増額分を算出

②従量使用料

5年間の純損失額から①基本使用料収入増額分を引き、必要とする従量使用料収入增加分を算出

③基本水量

基本水量制の有無

(現行のとおり10m³までを基本水量とする、従量使用料を0m³からスタートするなど)

I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

①基本使用料の改定率

勝山市使用料対象経費より算定期間(R9~R13)の基本使用料収入額を算出

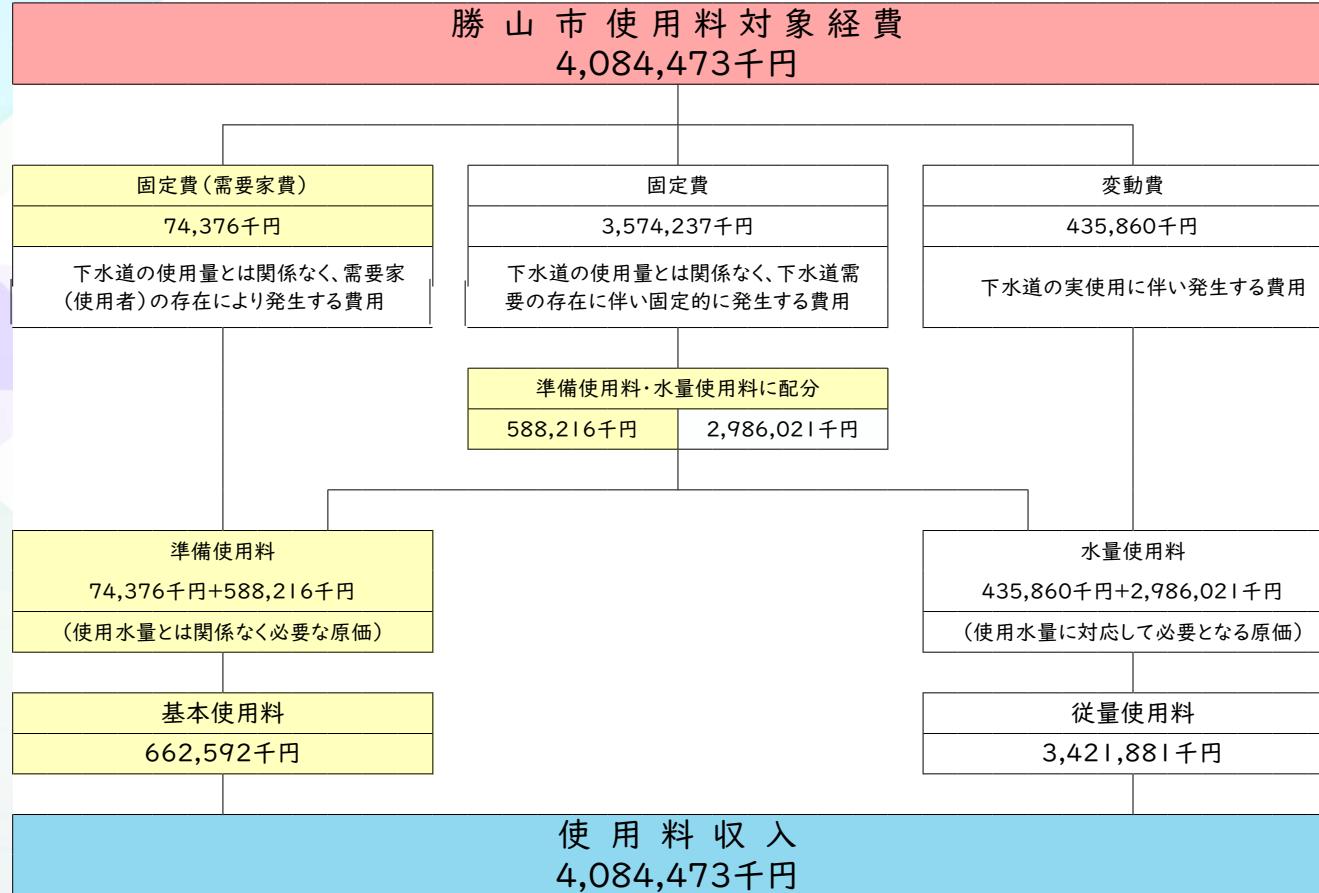
※使用料算定期間内の純損失の解消を目的とした場合の使用料対象経費の考え方

勝山市 使用料対象経費 = 維持管理費 + 資本費 - (減価償却費、資産減耗費、資産維持費) + (起債償還額、改良に係る人件費)

		R9	R10	R11	R12	R13
維持管理費	汚水管渠費	固定費 45,125	40,205	35,685	56,006	54,420
		変動費 2,494	2,569	2,646	2,725	2,806
	処理場費	固定費 149,671	147,926	170,003	166,234	148,120
		変動費 83,593	83,918	84,254	84,600	84,957
	総係費	固定費 32,137	32,270	30,112	30,578	32,647
		変動費 245	252	259	267	275
	小計	固定費 226,933	220,401	235,800	252,818	235,186
		変動費 86,332	86,739	87,159	87,592	88,038
	減価償却費					
	資産減耗費					
合計		313,265	307,140	322,959	340,410	323,224
資本費	支払利息	73,622	73,510	72,969	74,813	76,881
	企業債償還金	420,260	417,891	401,545	378,734	361,252
	改良工事人件費	21,066	19,613	28,312	27,647	29,360
	資産維持費					
	合計	514,948	511,014	502,826	481,194	467,493
勝山市 使用料対象経費 合計		828,213	818,154	825,785	821,604	790,717
						4,084,473

I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料



I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

固定費+需要家費の配賦(減価償却費を除き資産維持率を建設改良の人为費と企業債償還金に置き換え)

(税抜)

使用区分	a 量水器設置戸数 (R6.4現在)	b 流量比	口径別総合配賦率		固定費・需要家費の配賦		現行基本料金	比率
			a×b	左の百分比	総額	1件当たり月額		
一般汚水 ・ 公衆浴場 汚水	7,351	1.00	7,351	100.00%	662,592,000	1,502	1,230	1.22.11%
	7,351		7,351	100.00%	662,592,000			

基本使用料 : 1,230円(現行) → 1,502円(使用料対象経費による算定)(1.2211倍)

- ・汚水を流す排出側の口径は差異がないため基本使用料は同一
- ・従量使用料は一般汚水と公衆浴場汚水とで異なる
- ・井戸メーターの場合はメーターオ口径別に貸与料を徴収

I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

勝山市の基本使用料

市町	基本使用料(円)		
	使用区分	税抜	税込
勝山市	一般汚水	1,230	1,353
	公衆浴場汚水	1,230	1,353

1.2211倍

市町	基本使用料(円)		
	使用区分	税抜	税込
勝山市	一般汚水	1,502	1,652
	公衆浴場汚水	1,502	1,652

1.25倍

市町	基本使用料(円)		
	使用区分	税抜	税込
勝山市	一般汚水	1,537	1,690
	公衆浴場汚水	1,537	1,690

参考:他市町の基本使用料料金(税抜) R7.3月現在

市町	基本使用料(円)		
	使用区分	税抜	税込
福井市	一般汚水	2,100	2,310
	公衆浴場汚水	8,280	9,108
	井戸水併用	無	無
敦賀市	一般汚水	2,280	2,508
	浴場汚水	2,280	2,508
鯖江市	一般汚水	2,120	2,332
越前市	一般汚水	2,200	2,420
大野市	一般汚水	1,400	1,540
	公衆浴場汚水	1,400	1,540
あわら市	一般汚水	1,400	1,540
	公衆浴場汚水	1,400	1,540
	温泉汚水	28,500	31,350
坂井市	一般汚水	1,320	1,452
	公衆浴場		1,452
小浜市	一般汚水	1,350	1,485
	公衆浴場汚水	1,350	1,485

0~200m³

市町	基本使用料(円)		
	使用区分	税抜	税込
永平寺町	一般汚水	1,100	1,210
	公衆浴場	1,100	1,210
越前町	一般汚水	1,300	1,430
	一般住宅	1,650	1,815
南越前町	事務所等	1,650	1,815
	一般家庭	1,400	1,540
美浜町	一般家庭以外	1,400	1,540
	一般用	2,250	2,475
若狭町	業務用	2,250	2,475
	一般	900	990
高浜町	一時使用		
	一般家庭	2,700	2,970
池田町	事業所	5,000	5,500
	家事用	500	550
おおい町	営業用	600	660
	官公署用	750	825

※南越前町、池田町は2か月毎の設定となっているため、半額で掲載。

※おおい町は上下水道で請求。半額で掲載。

I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

②従量使用料の改定率

(千円)

	使用料算定期間					合計
	R9	R10	R11	R12	R13	
A下水道使用料	339,296	335,585	332,069	328,112	324,441	1,659,503
水洗化人口	18,096	17,860	17,630	17,362	17,116	88,064
①基本使用料	105,012	103,643	102,308	100,753	99,325	511,042
②基本使用料1.25倍	131,266	129,554	127,885	125,941	124,157	638,803
③基本使用料増加分②-①	26,253	25,911	25,577	25,188	24,831	127,761
B純損失	▲ 27,936	▲ 27,660	▲ 42,115	▲ 56,119	▲ 73,702	▲ 227,532
a 従量使用料 A-①	234,284	231,942	229,761	227,359	225,116	1,148,461
b 従量使用料増加分 B-③	1,682	1,749	16,538	30,931	48,871	99,771
c 従量使用料 a+b	235,966	233,691	246,298	258,290	273,987	1,248,232
比率 c/a	1.007	1.008	1.072	1.136	1.217	1.0869

純損失の解消分

純損失の解消分

従量料金改定率

→ 従量使用料を現行使用料の約1.09倍とする必要がある。

③基本水量制の検討

基本水量制のメリット … 少量利用者の下水道使用料が軽減される

基本水量制のデメリット… 基本水量内の利用者間の公平性が保たれない

・近年は下水道使用量が基本水量内の使用者が増え、基本水量以上の使用者との負担感の公平性を確保するため、基本水量の廃止又は縮小を実施、検討している事業体が増えている。

・県内の状況

福井市:20m³まで11円/m³ 敦賀市:20m³まで6円/m³
小浜市:9m³から10m³まで160円/m³

I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

県内の自治体の従量使用料

市町	使用区分	従量使用料(円/m ³)		
		m ³	税抜	税込
勝山市	一般汚水	11m ³ ~30m ³	130	143
		31m ³ ~50m ³	150	165
		51m ³ ~100m ³	170	187
		100m ³ ~	195	214.5
		公衆浴場汚水	11m ³ ~	63 69.3

市町	使用区分	従量使用料(円/m ³)		
		m ³	税抜	税込
福井市	一般汚水	0m ³ ~20m ³	11	12.1
		21m ³ ~40m ³	122	134.2
		41m ³ ~60m ³	138	151.8
		61m ³ ~100m ³	161	177.1
		101m ³ ~400m ³	208	228.8
		401m ³ ~1,000m ³	222	244.2
		1,000m ³ ~	230	253
		公衆浴場汚水	0m ³ ~200m ³	0 0
		201m ³ ~	46	50.6
		井戸水併用	0m ³ ~20m ³	116 127.6
		21m ³ ~は一般汚水と同額		
敦賀市	一般汚水	1m ³ ~20m ³	6	6.6
		21m ³ ~40m ³	126	138.6
		41m ³ ~60m ³	150	165
		61m ³ ~80m ³	174	191.4
		81m ³ ~100m ³	198	217.8
		101m ³ ~200m ³	224	246.4
		201m ³ ~	245	269.5
		浴場汚水	1m ³ ~20m ³	6 6.6
		21m ³ ~40m ³	126	138.6
		41m ³ ~60m ³	150	165
鯖江市	一般汚水	61m ³ ~	47	51.7
		11m ³ ~20m ³	42	46.2
		21m ³ ~40m ³	169	185.9
		41m ³ ~100m ³	182	200.2
		101m ³ ~600m ³	194	213.4
越前市	一般汚水	601m ³ ~	207	227.7
		21m ³ ~60m ³	133	146.3
		61m ³ ~100m ³	162	178.2
		101m ³ ~200m ³	177	194.7
		201m ³ ~600m ³	192	211.2
大野市	一般汚水	601m ³ ~	206	226.6
		11m ³ ~20m ³	150	165
		21m ³ ~50m ³	160	176
		51m ³ ~100m ³	170	187
		101m ³ ~	180	198
公衆浴場汚水		11m ³ ~	70	77

市町	使用区分	従量使用料(円/m ³)		
		m ³	税抜	税込
あわら市	一般汚水	11m ³ ~30m ³	135	148.5
		31m ³ ~50m ³	145	159.5
		51m ³ ~100m ³	155	170.5
		101m ³ ~	165	181.5
		公衆浴場汚水	11m ³ ~	65 71.5
		温泉污水	1箇所につき基本料金	
坂井市	一般汚水	11m ³ ~30m ³	144	158.4
		31m ³ ~50m ³	156	171.6
		51m ³ ~100m ³	180	198
		101m ³ ~	204	224.4
		公衆浴場	11m ³ ~	66 72.6
小浜市	一般汚水	9m ³ ~10m ³	160	176
		11m ³ ~30m ³	185	204
		31m ³ ~50m ³	200	220
		51m ³ ~100m ³	210	231
		100m ³ ~	225	248
		公衆浴場汚水	9m ³ ~10m ³	160 176
永平寺町	一般汚水	11m ³ ~30m ³	120	132
		31m ³ ~50m ³	130	143
		51m ³ ~100m ³	150	165
		101m ³ ~1,000m ³	170	187
		1,001m ³ ~	185	203.5
		公衆浴場	11m ³ ~	55 60.5
越前町	一般汚水	11m ³ ~30m ³	130	143
		31m ³ ~50m ³	140	154
		51m ³ ~100m ³	150	165
		101m ³ ~	165	182
南越前町	一般住宅	1人当たり	1500	1650
		21m ³ ~	200	220
美浜町	一般家庭	2人以上の場合は1人当たり	1260	1386
		水洗便所未接続の場合		
		2人世帯	2100	2310
		3人以上の場合は1人当たり	980	1078
おおい町	一般家庭以外	11m ³ ~50m ³	140	154
		51m ³ ~100m ³	150	165
		101m ³ ~200m ³	160	176
		200m ³ ~	180	198

市町	使用区分	従量使用料(円/m ³)		
		m ³	税抜	税込
若狭町	一般用	1人当たり	750	825
	業務用	10人以下1人当たり	750	825
		11人以上1人当たり	700	770
高浜町	一般	11m ³ ~30m ³	90	99
		31m ³ ~50m ³	100	110
		51m ³ ~100m ³	120	132
		101m ³ ~300m ³	140	154
		300m ³ ~	160	176
池田町	一時使用	1m ³ ~	200	220
		世帯員1人当たり	500	550
		事業所	81m ³ ~140m ³	130 143
おおい町	家事用		50	55
	営業用	10m ³ ~	55	61
	官公署用		75	83

※南越前町、池田町は2か月毎の設定となっているため、半額で掲載。

※おおい町は上下水道で請求。半額で掲載。

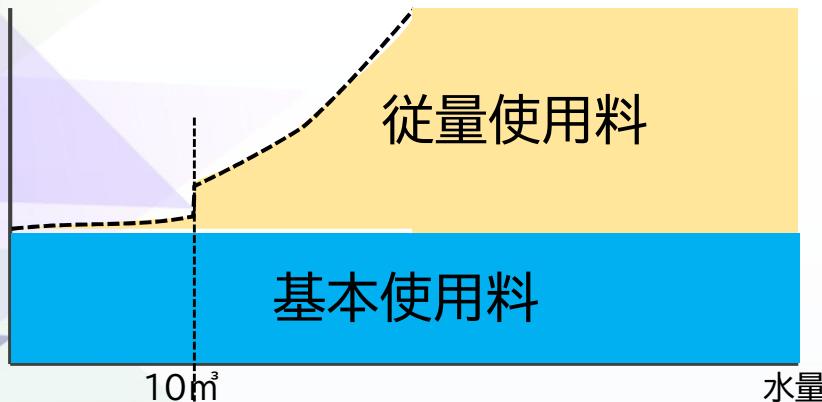
I. 下水道使用料改定の基本方針について

下水道使用料

※基本水量制を廃止した場合のイメージ

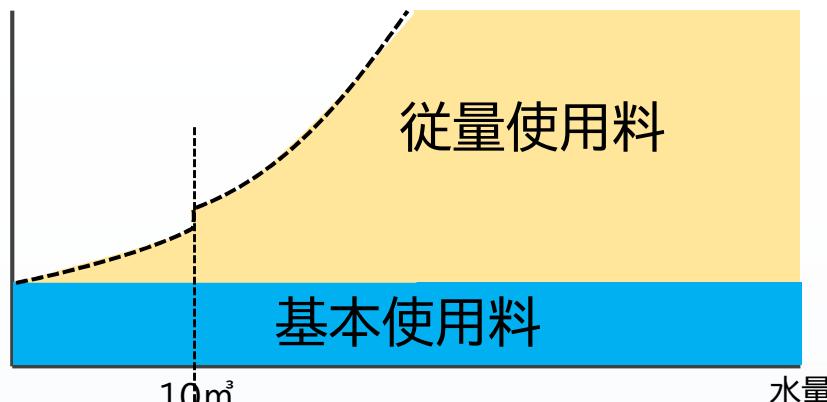
10m³までの単価を低く設定した場合のイメージ

使用料等



10m³までの単価を高く設定した場合のイメージ

使用料等



基本使用料は下水道の使用量に関わらずかかる固定費として徴収

従量使用料は使用量が多くなる程単価が上昇

→10m³までについても従量使用料を徴収することで、基本使用料の値上げ率を抑制することが可能

※基本水量制を廃止した場合のシミュレーション

シミュレーション要件

- ・基本使用料1.25倍、従量使用料1.09倍とした場合に確保出来る収入をベース
- ・基本使用料の倍率を低減した部分の収入を10m³までの従量使用料にて確保

シミュレーションパターン

- ①基本使用料を現行の1.25倍、基本水量を10m³（現行と同じ）
- ②基本使用料を現行の1.20倍、10m³までの従量料金=6円/m³
- ③基本使用料を現行の1.15倍、10m³までの従量料金=13円/m³

	基本使用料	基本水量	~10m ³ の単価	従量使用料
パターン①	1.25倍	有り	0円/m ³	1.09倍
パターン②	1.20倍	無し	6円/m ³	1.09倍
パターン③	1.15倍	無し	13円/m ³	1.09倍

各パターン毎の使用量に対する現行使用料との差額(0m³から20m³まで)

現行使用料					パターン① 基本使用料1.25倍 従量使用料1.09倍				パターン② 基本使用料1.20倍 従量使用料10m ³ まで6円/m ³ 、11m ³ ~1.09倍				パターン③ 基本使用料1.15倍 従量使用料10m ³ で13円/m ³ 、11m ³ ~1.09倍			
使用量 (m ³)	R6.4月分 分布	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	現行との差	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	現行との差	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	現行との差
0	442	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	0	1,476	246	1,414	0	1,414	184
1	221	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	6	1,482	252	1,414	13	1,427	197
2	141	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	12	1,488	258	1,414	26	1,440	210
3	147	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	18	1,494	264	1,414	39	1,453	223
4	164	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	24	1,500	270	1,414	52	1,466	236
5	184	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	30	1,506	276	1,414	65	1,479	249
6	188	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	36	1,512	282	1,414	78	1,492	262
7	206	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	42	1,518	288	1,414	91	1,505	275
8	210	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	48	1,524	294	1,414	104	1,518	288
9	183	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	54	1,530	300	1,414	117	1,531	301
10	234	1,230		1,230	1,537		1,537	307	1,476	60	1,536	306	1,414	130	1,544	314
11	197	1,230	130	1,360	1,537	141	1,678	318	1,476	201	1,677	317	1,414	271	1,685	325
12	185	1,230	260	1,490	1,537	283	1,820	330	1,476	343	1,819	329	1,414	413	1,827	337
13	202	1,230	390	1,620	1,537	425	1,962	342	1,476	485	1,961	341	1,414	555	1,969	349
14	215	1,230	520	1,750	1,537	566	2,103	353	1,476	626	2,102	352	1,414	696	2,110	360
15	201	1,230	650	1,880	1,537	708	2,245	365	1,476	768	2,244	364	1,414	838	2,252	372
16	238	1,230	780	2,010	1,537	850	2,387	377	1,476	910	2,386	376	1,414	980	2,394	384
17	200	1,230	910	2,140	1,537	991	2,528	388	1,476	1,051	2,527	387	1,414	1,121	2,535	395
18	209	1,230	1,040	2,270	1,537	1,133	2,670	400	1,476	1,193	2,669	399	1,414	1,263	2,677	407
19	210	1,230	1,170	2,400	1,537	1,275	2,812	412	1,476	1,335	2,811	411	1,414	1,405	2,819	419
20	203	1,230	1,300	2,530	1,537	1,417	2,954	424	1,476	1,477	2,953	423	1,414	1,547	2,961	431

各パターン毎の使用量に対する現行料金との差額(21m³から100m³まで)

現行使用料					パターン① 基本使用料1.25倍 従量使用料1.09倍				パターン② 基本使用料1.20倍 従量使用料10m ³ まで6円/m ³ 、11m ³ ~1.09倍				パターン③ 基本使用料1.15倍 従量使用料10m ³ まで13円/m ³ 、11m ³ ~1.09倍			
使用量 (m ³)	R6.4月分 分布	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	現行との差	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	現行との差	基本 使用料	従量 使用料	下水道 使用料	現行との差
21	175	1,230	1,430	2,660	1,537	1,558	3,095	435	1,476	1,618	3,094	434	1,414	1,688	3,102	442
22	192	1,230	1,560	2,790	1,537	1,700	3,237	447	1,476	1,760	3,236	446	1,414	1,830	3,244	454
23	168	1,230	1,690	2,920	1,537	1,842	3,379	459	1,476	1,902	3,378	458	1,414	1,972	3,386	466
24	182	1,230	1,820	3,050	1,537	1,983	3,520	470	1,476	2,043	3,519	469	1,414	2,113	3,527	477
25	167	1,230	1,950	3,180	1,537	2,125	3,662	482	1,476	2,185	3,661	481	1,414	2,255	3,669	489
26	172	1,230	2,080	3,310	1,537	2,267	3,804	494	1,476	2,327	3,803	493	1,414	2,397	3,811	501
27	124	1,230	2,210	3,440	1,537	2,408	3,945	505	1,476	2,468	3,944	504	1,414	2,538	3,952	512
28	136	1,230	2,340	3,570	1,537	2,550	4,087	517	1,476	2,610	4,086	516	1,414	2,680	4,094	524
29	119	1,230	2,470	3,700	1,537	2,692	4,229	529	1,476	2,752	4,228	528	1,414	2,822	4,236	536
30	125	1,230	2,600	3,830	1,537	2,834	4,371	541	1,476	2,894	4,370	540	1,414	2,964	4,378	548
40	756(31-40)	1,230	4,100	5,330	1,537	4,469	6,006	676	1,476	4,529	6,005	675	1,414	4,599	6,013	683
50	332(41-50)	1,230	5,600	6,830	1,537	6,104	7,641	811	1,476	6,164	7,640	810	1,414	6,234	7,648	818
60	142(51-60)	1,230	7,300	8,530	1,537	7,957	9,494	964	1,476	8,017	9,493	963	1,414	8,087	9,501	971
70	44(61-70)	1,230	9,000	10,230	1,537	9,810	11,347	1,117	1,476	9,870	11,346	1,116	1,414	9,940	11,354	1,124
80	30(71-80)	1,230	10,700	11,930	1,537	11,663	13,200	1,270	1,476	11,723	13,199	1,269	1,414	11,793	13,207	1,277
90	10(81-90)	1,230	12,400	13,630	1,537	13,516	15,053	1,423	1,476	13,576	15,052	1,422	1,414	13,646	15,060	1,430
100	7(91-100)	1,230	14,100	15,330	1,537	15,369	16,906	1,576	1,476	15,429	16,905	1,575	1,414	15,499	16,913	1,583

2. 純損失の解消について

2. 純損失の解消について

収益的収支 = 上水道・下水道を維持するための経費と財源
→ 単年度収支が赤字にならないように運営していくことが必要

資本的収支 = 上水道・下水道の施設を整備・改良するための経費と財源
→ 不足額は減価償却などの非現金支出やこれまでの利益の積立金などの内部留保資金で補填



料金改定により純損失を解消することで、資本的収支の補填財源を確保

3. 純損失の解消

下水道 使用料改定前

収益的収支で赤字、内部留保資金で資本的収支の不足額が賄えない

収益的収支(3条予算)			
収益的収入		収益的支出	
営業収益	331,901	維持管理費	322,093
長期前受金戻入	236,694	企業債償還利子	74,359
資本費繰入収益	254,895	その他	26,416
その他	172,889	減価償却費等	619,016
純損失	45,506		
合計	1,041,885	合計	1,041,885

資本的収支(4条予算)			
資本的収入		資本的支出	
企業債	288,760	建設拡張・改良費	541,822
国庫補助金	251,571	企業債償還元金	395,936
一般会計繰入金	254,895		
その他	3,160		
不足分	139,372		
合計	937,758	合計	937,758

R9~R13の平均値

内部留保資金	108,337
(減価償却費等+その他)-(長期前受け金+資本費繰入収益+純損失)	

内部留保資金 不足分

108,337千円 < 139,372千円 NG

下水道 使用料改定後 (料金の改定率 約1.14倍) 収益的収支で赤字なし、内部留保資金で資本的収支の不足額が賄える

収益的収支(3条予算)			
収益的収入		収益的支出	
営業収益	377,407	維持管理費	322,093
長期前受金戻入	236,694	企業債償還利子	74,359
資本費繰入収益	254,895	その他	26,416
その他	172,889	減価償却費等	619,016
純損失	0		
合計	1,041,885	合計	1,041,885

資本的収支(4条予算)			
資本的収入		資本的支出	
企業債	288,760	建設拡張・改良費	541,822
国庫補助金	251,571	企業債償還元金	395,936
一般会計繰入金	254,895		
その他	3,160		
不足分	139,372		
合計	937,758	合計	937,758

R9~R13の平均値

内部留保資金	153,844
(減価償却費等+その他)-(長期前受け金+資本費繰入収益+純損失)	

内部留保資金 不足分

153,844千円 > 139,372千円 OK

3. 純損失の解消

上水道 料金改定前

収益的収支で赤字、内部留保資金で資本的収支の不足額が賄えない

収益的収支(3条予算)			
収益的収入	収益的支出		
営業収益	280,497	維持管理費	221,404
長期前受け金戻入	100,486	企業債償還利子	41,433
資本費繰入収益	22,015	その他	9,008
その他	34,205	減価償却費等	248,707
純損失	83,347		
合計	520,552	合計	520,552

資本的収支(4条予算)			
資本的収入	資本的支出		
企業債	265,280	建設拡張・改良費	371,415
国庫補助金	71,105	企業債償還元金	126,155
一般会計繰入金	11,705		
その他	3,692		
不足分	145,788		
合計	497,570	合計	497,570

R10~R14の平均値

内部留保資金	51,867
積立金	62,925
合計	114,792

内部留保資金 不足分
114,792千円 < 145,788千円 NG

上水道 料金改定後 (料金の改定率 約1.30倍)

収益的収支で赤字なし、内部留保資金で資本的収支の不足額が賄える

収益的収支(3条予算)			
収益的収入	収益的支出		
営業収益	363,846	維持管理費	221,404
長期前受け金戻入	100,486	企業債償還利子	41,433
資本費繰入収益	22,015	その他	9,008
その他	34,205	減価償却費等	248,707
純損失	0		
合計	520,552	合計	520,552

資本的収支(4条予算)			
資本的収入	資本的支出		
企業債	265,280	建設拡張・改良費	371,415
国庫補助金	71,105	企業債償還元金	126,155
一般会計繰入金	11,705		
その他	3,692		
不足分	145,788		
合計	497,570	合計	497,570

R10~R14の平均値

内部留保資金	135,214
積立金	62,925
合計	198,139

内部留保資金 不足分
198,139千円 > 145,788千円 OK

3. 水道事業における加入金、負担金について

(1) 現行の体系

(2) 今後の方針

(3) 加入金の改定

3. 水道事業における加入金、負担金について

水道料金

(Ⅰ) 現行の体系

加入金：給水装置の新設や水道メーターの口径を大きくする改造工事をする場合に徴収

新設：口径ごとに金額を設定

(例：口径13mmの場合 33,000円)

改造：改造前の口径と改造後の口径の金額の差額分

(例：13mm→20mmの場合 55,000円-33,000円=22,000円)

負担金：給水装置を新設する場合に区域ごとに設定した金額を徴収

区域ごとの整備事業費から国庫補助金、起債等を差し引いた地元負担分を区域の戸数で割り返して算出(例：元町、旭町など 77,000円)

※加入金と負担金

- ・水源の確保や水道施設整備には多額の費用がかかり、料金のみで賄うと大きな負担となる。
- ・新旧の水道使用者間で費用負担の不均衡が発生する。



給水装置の新設工事等を行う水道使用者が一部その費負担する「加入金」「負担金」を導入

3. 水道事業における加入金、負担金について

水道料金

福井県内自治体 加入金一覧 (R7.2.19現在)

自治体名	現行施工年月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm以上	備考
勝山市	H1.3	33,000	55,000	110,000		330,000	550,000	1,100,000	1,760,000	
福井市	H9.4	44,000	105,600	193,600	-	592,900	877,800	2,194,500	管理者が定める額	
敦賀市	加入金無									
鯖江市	H26.4	55,000	77,000	110,000	110,000	550,000	880,000	2,200,000	管理者が別に定める	
越前市	H25.4	66,000	110,000	176,000	-	462,000	726,000	1,650,000	2,860,000	
大野市	R1.1	165,000	319,000	469,700	686,400	1,193,500	1,697,300	2,722,500	-	
あわら市	加入金無									
坂井市	H26.4	66,000	110,000	176,000	264,000	440,000	660,000	1,760,000		
小浜市	H26.4	41,000	71,200	164,100	-	514,000	821,800	1,644,800	-	
永平寺町	H18.2	32,400	86,400	162,000	-	378,000	864,000	1,620,000	-	
越前町	H17.2	110,000	220,000	275,000	330,000	440,000	550,000	1,100,000	-	
南越前町	R3.4	110,000	220,000	275,000	330,000	440,000	550,000	1,100,000	-	
美浜町	H26.4	22,000	55,000	110,000	-	385,000	660,000	1,760,000		町民以外は100mmを除き2倍
若狭町	H9.1	99,000	110,000	165,000	220,000	330,000	550,000	825,000	-	
高浜町	H31.4	21,600	32,400	64,800	108,000	216,000	367,200	1,004,400	2,948,400	150mmは 8,143,200

福井県内自治体 負担金一覧 (R7.2.19現在)

自治体名	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
勝山市	77,000	126,500	220,000	231,000	330,000

(2) 今後の方針

加入金の改定

水道施設の改築・更新・維持管理等に係る費用の増加に伴い加入金を増額改定する。

負担金の廃止

市内ほぼすべての区域で水道施設等の整備が完了していることから負担金は廃止する。

3. 水道事業における加入金、負担金について

水道料金

(3) 加入金の改定

※改定の考え方

口径13mmを基本として各口径の料金を決定

県内5市の口径13mmの加入金の金額を参考に設定

口径	理論流量比(a) ウェーラム・ヘーゼンの公式	地域の需要実態を考慮した 左の補正係数	(a)×(b)
13mm	1	1	1
20mm	3.1	0.81	2.51
25mm	5.58	0.72	4.02
40mm	19.22	0.57	10.96
50mm	34.56	0.51	17.63
75mm	100.4	0.42	42.17
100mm	213.96	0.36	77.03

県内5市の13mmの平均値

自治体名	現行 施工年月	13mm
福井市	H9.4	44,000
鯖江市	H26.4	55,000
越前市	H25.4	66,000
坂井市	H26.4	66,000
小浜市	H26.4	41,000
合計		272,000
平均		54,400

3. 水道事業における加入金、負担金について

水道料金

【ケース①】

口径13mmの加入金を55,000円として算出

ケース①

口径	理論流量比(a) ウイリアム・ヘーゼンの公式	地域の需要実態を考慮した 左の補正係数	(a)×(b)	現行加入金	改定(案)
13mm	1	1.00	1	33,000	55,000
20mm	3.1	0.81	2.51	55,000	138,050
25mm	5.58	0.72	4.02	110,000	221,100
40mm	19.22	0.57	10.96	330,000	602,800
50mm	34.56	0.51	17.63	550,000	969,650
75mm	100.4	0.42	42.17	1,100,000	2,319,350
100mm	213.96	0.36	77.03	1,760,000	4,236,650

ケース②

口径	理論流量比(a) ウイリアム・ヘーゼンの公式	地域の需要実態を考慮した 左の補正係数	(a)×(b)	現行加入金	改定(案)
13mm	1	1.00	1	33,000	55,000
20mm	3.1	0.81	2.51	55,000	138,050
25mm	5.58	0.72	4.02	110,000	221,100
40mm	19.22	1.00	19.22	330,000	1,057,100
50mm	34.56	1.00	34.56	550,000	1,900,800
75mm	100.4	1.00	100.4	1,100,000	5,522,000
100mm	213.96	1.00	213.96	1,760,000	11,767,800

ケース③

口径	理論流量比(a) ウイリアム・ヘーゼンの公式	地域の需要実態を考慮した 左の補正係数	(a)×(b)	現行加入金	改定(案)
13mm	1	1.00	1	33,000	55,000
20mm	3.1	0.45	1.4	55,000	77,000
25mm	5.58	0.43	2.4	110,000	132,000
40mm	19.22	0.57	10.96	330,000	602,800
50mm	34.56	0.51	17.63	550,000	969,650
75mm	100.4	0.42	42.17	1,100,000	2,319,350
100mm	213.96	0.36	77.03	1,760,000	4,236,650

ケース④

口径	理論流量比(a) ウイリアム・ヘーゼンの公式	地域の需要実態を考慮した 左の補正係数	(a)×(b)	現行加入金	改定(案)
13mm	1	1.00	1	33,000	55,000
20mm	3.1	0.45	1.4	55,000	77,000
25mm	5.58	0.43	2.4	110,000	132,000
40mm	19.22	1.00	19.22	330,000	1,057,100
50mm	34.56	1.00	34.56	550,000	1,900,800
75mm	100.4	1.00	100.4	1,100,000	5,522,000
100mm	213.96	1.00	213.96	1,760,000	11,767,800

【ケース③】

13mm～25mmの一般家庭を現行加入金との差額と同じにして算出

【ケース④】

40mm以上の地域の需要実態を補正せずに算出した場合

3. 水道事業における加入金、負担金について

水道料金

新規軒数 合計	口径						
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100
R2	37	23	14				
R3	71	20	51		φ20mm 24軒 アパート		
R4	28	13	14	1			
R5	28	15	10	2	1		
R6	28	13	14		1		
合計	192	84	103	3	2	0	0
平均	39	17	21	1	1	0	0

ケース①

加入金単価	口径							合計
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100	
55,000	138,050	221,100	602,800	969,650	2,319,350	4,236,650		
軒数	17	21	1	1	0	0	0	40
加入金収入	935,000	2,899,050	221,100	602,800	0	0	0	4,657,950

R6加入金収入
2,520千円
R6負担金収入
3,168千円
合計
5,688千円

ケース②

加入金単価	口径							合計
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100	
55,000	138,050	221,100	1,057,100	1,900,800	5,522,000	11,767,800		
軒数	17	21	1	1	0	0	0	40
加入金収入	935,000	2,899,050	221,100	1,057,100	0	0	0	5,112,250

ケース③

加入金単価	口径							合計
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100	
55,000	77,000	132,000	602,800	969,650	2,319,350	4,236,650		
軒数	17	21	1	1	0	0	0	40
加入金収入	935,000	1,617,000	132,000	602,800	0	0	0	3,286,800

ケース④

加入金単価	口径							合計
	φ13	φ20	φ25	φ40	φ50	φ75	φ100	
55,000	77,000	132,000	1,057,100	1,900,800	5,522,000	11,767,800		
軒数	17	21	1	1	0	0	0	40
加入金収入	935,000	1,617,000	132,000	1,057,100	0	0	0	3,741,100